# 畜水産物の安全確保のための取組

令和7年9月

農林水産省

消費・安全局 畜水産安全管理課

組織の概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	欠
飼料の安全と品質確保 飼料とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	;
ペットフードの安全確保 ペットフード安全法の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
動物用医薬品とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
( ) 田川沙川 ( ) 4 5 6 6 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7
○動物因案品保証所を ・	
(参考) EU等向け畜水産物の輸出に係る動物用医薬品関連の要件・・・・・・34 薬剤耐性と国際的な流れ・・・・・・・・・・・・・・・・35 薬剤耐性問題と動物分野との関わり・・・・・・・・・・・36 (参考) 我が国全体の抗菌剤販売量に占める割合(2021)・・・・・・・・37 薬剤耐性対策行動計画(アクションプランに基づく対策強化)・・・・・・・38 薬剤耐性対策行動計画(2023-2027)での主な新規・強化する取組・・・・・・39 畜産分野における薬剤耐性対策のポイント(アクションプランに	7
基づく対策強化)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40 動物用抗菌剤の販売量の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・41 (参考)動物用抗菌性物質製剤および抗菌飼料添加物のリスク管理措置・・・・42	

組織の概要

適切な獣医療の提供 獣医師の活動分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<b>牛トレーサビリティ制度</b>
水産防疫         養殖水産物の疾病とその被害       56         魚病への対応       57         水産防疫制度       58         輸入防疫及び国内防疫の対象水産動物及び対象疾病       59         輸入許可対象動物       60         持続的養殖生産確保法、水産資源保護法の概要       61
水産安全水産用医薬品 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

# 組織の概要

#### 消 費 安全

#### 畜水産安全管理課

- 総括総括総務班
- 生産安全班

# 飼料安全 · 薬事室

- 飼料安全基準班
- 飼料検査指導班
- 粗飼料対策班
- 愛玩動物用飼料対策班
- 薬剤耐性対策班
- 薬事安全企画班
- 薬事審査管理班
- 薬事監視指導班



R 7.4 定員60名

- 獣医療提供戦略班
- 獣医事監視班
- 小動物獣医療班



・牛トレーサビリティ企画班 📻



#### 水産安全室



- 水産防疫班
- 水産安全班 (水産薬事)

### 食品安全に関する原理・原則

食品の安全を確保し、安全性を向上させるには、「後始末より未然防止」の考え方に立ち、 農場から食卓まで、科学的知見に基づき必要な措置を講じる必要がある。

#### 畜水産物のフードチェーン

#### 畜水産物の安全を確保するためには、フードチェーンの各段階でリスク低減を図る必要

生産段階 (家畜や魚の飼育)





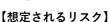
【生産段階で主に想定されるリスク】

#### <u>畜水産物中にヒトの健康に悪影響を</u> 及ぼす有害物質が含まれるおそれ

- ・家畜等の飼料中の**有害物質(残留** 農薬、かび毒、重金属等)や動物 用医薬品・飼料添加物の成分がヒ トの健康に悪影響を及ぼすレベル で畜水産物に残留
- ・安全性が確認されていない飼料添 加物・遺伝子組換え飼料・医薬品 が畜水産物に混入

加工段階(と畜・生乳処理など)





- ・不十分な衛生管理により 畜水産物が微生物に汚染
- ・異物の混入など

流通段階 (輸送、保管、販売など)











【想定されるリスク】

・不適切な温度管理により 微生物が増殖、腐敗など 食卓 (消費者へ)



【想定されるリスク】

- ・不適切な調理 により微生物 が増殖 など
- **飼料や動物用医薬品**を原因とした問題の発生を未然に防ぐため、 **最新の科学的知見に基づきリスク管理を実施**。

(飼料中の基準値の策定、動物用医薬品の承認、生産者による適正な使用の推進等)

- 家畜や魚の健康維持に欠かせない**獣医療の提供体制を整備**。
- 食品で基準値超過などが確認されれば、生産段階まで遡って原因 を究明。牛の場合は、**牛トレーサビリティ制度を活用**。

# 所管法令の概要

対象となる動物

法律名

獣医師法	獣医師の任務、獣医師国家試験の実施、獣医師の業務、 獣医事審議会等	牛、馬、豚、鶏、うずら、めん羊、 山羊、犬、猫、小鳥
獣医療法	飼育動物の診療施設の開設、管理、獣医療提供体制整 備のための基本方針の策定等	牛、馬、豚、鶏、うずら、めん羊、 山羊、犬、猫、小鳥
愛玩動物看護師法	愛玩動物看護師の資格、愛玩動物看護師国家試験の実 施、愛玩動物看護師の業務等	犬、猫、小鳥
薬機法	医薬品、医薬部外品、医療機器等の品質、有効性、安全性の確保のために必要な規制等	動物一般(牛、馬、豚、鶏、うずら、 蜜蜂、食用養殖水産動物、めん羊、 山羊、犬、猫、小鳥、金魚、蚕等)
飼料安全法	飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公 定規格の設定及び検定等	牛、食用馬、豚、鶏、うずら、めん 羊、山羊、鹿、蜜蜂、食用養殖水産 動物(ぶり等23種)
ペットフード法	ペットフードの基準・規格の設定、有害なペットフードの製造の禁止等	犬、猫
BSE特措法	BSEの発生予防、まん延防止のための特別措置	牛
牛トレサ法	牛の個体識別番号による一元管理、生産・流通・消費 の各段階において識別番号を正確に伝達	牛
持続的養殖生産確保 法	法に定める養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延防止 措置等	生きている水産動物(こい等30種)、 生きていない養殖飼料用水産動物 (同上)
水産資源保護法	法に定める伝染性疾病に感受性を有する水産動物の輸 入許可、輸入防疫等	生きている水産動物(こい等30種)、 生きていない養殖飼料用水産動物 (同上) 4